

小樽商科大学大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻教務委員会規程

(平成16年4月1日制定)

(設置)

第1条 大学院商学研究科アントレプレナーシップ専攻に、教務に関する事項を審議するため教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 授業計画に関する事項
- (3) 授業及び試験に関する事項
- (4) 行事予定に関する事項
- (5) 既修得単位の認定等に関する事項
- (6) 学生の身分に関する事項
- (7) その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、専攻会議において、専攻長を除く構成員のうちから選出された3名の委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、1年ごとにその半数を改選する。

2 委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し議長となる。

3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決する。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務課が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、第3条第2号の規定により選出される最初の委員である者の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、2名の委員は平成17年3月31日までとし、他の1名の委員は、平成18年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。